

寄附採納についで

左記の通り寄附ありたるにつきこれを採納するものとする
記

一金 六百貳拾壹万五千円

内訳

- 一金 貳百參拾貳万壹千円
- 一金 壹百五拾參万壹千円
- 一金 貳百拾六万參千円

文勝区長 谷口幹三
 東山鏡区長 岡良信
 本泉区長 山崎

原案可決

昭和三十三年十月十日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年十月十日

三朝町議会議長 天野 廉

